

山陽小野田市病院事業公営企業会計システムサービス提供業務に関する プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、山陽小野田市病院事業公営企業会計システムサービスの提供事業者を条件付公募型プロポーザル方式により選定することについて、山陽小野田市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン（平成18年9月4日制定）の規定に基づき具体的な実施方法について必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

山陽小野田市病院事業公営企業会計システムサービス提供業務

(2) 業務内容

詳細は、「山陽小野田市病院事業公営企業会計システムサービス提供業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）」によるものとする。

(3) 契約期間

契約締結日（令和6年11月上旬）から令和12年3月31日まで

(4) 提案上限額（※契約予定額ではありません。）

① 構築費用分

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

② サービス提供業務分（5年間）

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※負担の平準化の観点から、運用が始まる令和7年4月以降5年間のサービス提供期間において、毎年度、相応の経費を負担するものとする。

(5) 予算措置状況

令和6年度予算において、支出予算の措置及び債務負担行為を設定済み。

(6) 発注者

山陽小野田市

山陽小野田市病院事業管理者 矢賀 健

(7) 担当課

〒756-0094

山陽小野田市大字東高泊1863番地1

山陽小野田市病院局事務部総務課

担当 伊勢

3 選定方法及びその方法を採用する理由等

(1) 選定方法

条件付公募型プロポーザル方式

(2) 条件付公募型プロポーザル方式を採用する理由

山陽小野田市民病院（以下「当院」という。）が、平成31年1月に導入した公営企業会計システムは、令和7年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題となっている。

また、近年の消費税制度の改正やデジタル化社会の進展など、会計業務に係る環境の変化にも対応をしていく必要がある。

新たなシステムは、会計処理の円滑な稼働のみならず、将来的な改修経費や保守経費に鑑み、カスタマイズの実施を極力控えるとともに、地方公営企業決算状況調査システムや医事会計システムなどとの連携を行うための仕組みを取り入れるなど、業務の効率化・高度化が図れる機能を有するものとする。

公営企業会計システムに関するサービスの提供は、高度な技術力に加えて実績に培われた企画力が必要であり、導入後の運用においても、サービス提供事業者は当院に対し、助言や指導等の支援を継続して行うものであることから、専門的な知識や豊富な経験が不可欠である。

したがって、価格のみの競争によらず、提案の内容を総合的に審査し、契約交渉相手方を選定するプロポーザル方式によることが最適である。

また、本システムは、日々の収入・支出を担う重要なシステムであるため、安定稼働の観点から保全体制や実績を重視するとともに、病院事業会計の特殊性を鑑み、県内の地方公営企業法適用の公立病院において稼働実績のあるシステムを保有する事業者を参加資格の要件とする。

(3) 条件付公募型プロポーザル方式を採用することで得られる効果

公営企業会計システムに関するサービスの提供は、高度な技術力や専門的な知識を必要とする業務である。

プロポーザル方式を採用することで、経験豊かな事業者から技術提案を受けられ、これにより適切に業務を遂行できる事業者の特定が可能となり、また、より高い品質を成果として期待できる。

4 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次のいずれの要件も満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定で示すものに該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 山陽小野田市の令和6・7年度物品の調達等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 参加表明書の提出期限までの間に、山陽小野田市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 山口県内の地方公営企業法適用の公立病院において稼働実績のあるシステムを保有すること。

5 選定委員会について

別に定める山陽小野田市病院事業公営企業会計システムサービス提供事業者選定委員会設置要綱のとおり

6 対象業務の事務手続

(1) スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和6年 7月29日（月）まで
質問に対する病院からの回答	8月 2日（金）
参加表明書等の提出期限	8月 6日（火）まで
企画提案書等の提出期限	9月11日（水）まで
選定委員会（プレゼンテーション）の開催	9月20日（金）
選定結果の通知	9月下旬（予定）
契約締結	11月上旬（予定）

※提出期限日の締切時間は、午後5時までとする。

(2) 事務手続

① 質問について

本プロポーザルに関して質問があるときは、「様式1 質問書」を提出するものとする。なお、口頭による質問は受け付けない。

- ・提出書類 「様式1 質問書」
- ・提出期限 令和6年7月29日（月曜日）午後5時まで（必着）
- ・提出方法 電子メールにより提出するものとする。
なお、メール送信後に電話にて送達確認を行うこと。
- ・提出先 山陽小野田市病院局事務部総務課
T E L : 0836-83-2355
e-mail : med-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp
- ・受理した質問に対する回答は、令和6年8月2日（金曜日）までに病院局ホームページにおいて公表するものとし、個別には回答しない。
なお、当該回答は、本実施要領、仕様書等を補完し、追加又は修正したものとして取り扱うものとする。

② 参加表明書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の提出書類を提出するものとする。

なお、参加表明書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加は認められない。

- ・提出書類
 - ア 「様式2 参加表明書」
 - イ 「様式3 会社概要書」
 - ウ 「様式4 業務実績書」

平成26年度以降、山口県内の地方公営企業法適用の公立病院において稼働実績のあるシステムの導入に携わった実績を記載すること。

提案するシステムを使用する場合に、仕様書における「7(1) 現行環境」の設定変更の有無について記載すること。

エ 「様式5 業務実施体制表」

当院の業務に従事する見込みの管理者及び業務担当者について、その所属、役職、経験年数、当院との契約期間において兼務する業務の内容等を記載すること。

- ・提出期限 令和6年8月6日（火曜日）午後5時まで（必着）
- ・提出方法 電子メールにより提出するものとする。
なお、メール送信後に電話にて送達確認を行うこと。
- ・提出先 山陽小野田市病院局事務部総務課
T E L : 0836-83-2355
e-mail : med-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp

- ③ 企画提案書等の提出について
参加を表明した業者（以下「参加業者」という。）は、8で定めるところにより、企画提案書等を提出するものとする。
- ④ 企画提案書等の審査（プレゼンテーション）について
参加業者は、9で定めるところにより、企画提案書等の説明等を行い、審査を受けるものとする。

7 交付資料

- (1) 山陽小野田市病院事業公営企業会計システムサービス提供業務に関するプロポーザル実施要領（※様式1～様式8を含む。）
- (2) 仕様書

8 提出を求める企画提案書等及びその提出方法

(1) 提出書類

- ① 「様式6 機能要件回答書」
各システム機能について、対応の可否等を記載すること。
なお、作成に当たっては、機能要件回答書の表紙における注意事項等を十分に確認すること。
※紙ベースによる提出に加えて、電子メールによりエクセルファイルを提出してください。
- ② 「様式7 提案価格書」、「様式7-1 提案価格内訳書」
次に掲げる費用など、構築期間及び運用期間において発生する全ての経費を合計し、消費税及び地方消費税を含めた額により記載すること。
 - ・① 構築費用分 構築費、データ移行費、カスタマイズ費用など
 - ・② サービス提供業務分（5年間） ソフトウェアのライセンス料・保守料、ハードウェア費、通信回線費、データセンター利用料、システムの運用・保守費など
- ③ 企画提案書（任意様式）
企画提案書は、A4版30ページ以内（表紙及び目次はカウントしない。）とし、記載する内容は、次のとおりとする。

項目	記載内容
1) 本業務に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案における基本的な考え方 ・ 提案の特徴やアピールポイント ・ システム構築における留意点等
2) システムの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案システムのコンセプト、特徴等

	<ul style="list-style-type: none"> ・カスタマイズ（帳票レイアウトの変更を含む。）に対する方針、考え方 ・既存システムからのデータ移行に対する考え方
3) システムの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・提案システムにおける各業務メニューの構成 ・提案システムのネットワーク構成図等 ・提案システムの稼働に必要な機器や環境条件 ・原則として仕様書における「7 (1) 現行環境」への設定変更を必要としないこととするが、サービスの十分な動作のために設定変更が必要な場合は、それが必要な理由と設定変更の内容をお示してください。
4) システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件回答書に掲げる機能以外で、当院にとって有益なシステム機能を提案できる場合、別途、任意様式によりお示してください。
5) システムの性能	<ul style="list-style-type: none"> ・性能要件（操作時のレスポンス等）に対する考え方 ・稼働後の蓄積データ量の増加に対する考え方
6) セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ要件に対する考え方
7) システム運用保守	<ul style="list-style-type: none"> ・提案システムの運用保守の方針及び方法等（システムの稼働時間、稼働環境及び運用保守体制の内容等） ・障害発生時に業務に影響を与えないための具体的な方策等 ・データのバックアップ及びリカバリー方法等 ・将来の法改正等に対する考え方
8) 職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施方法及びスケジュール
9) 構築体制	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの管理方針、管理手法及び管理体制 ・工程表（本稼働に向けた作業内容及びスケ

	<p>ジュールについて、事業者と当院の役割分担及び作業量を明確に示してください。）</p>
10) 将来性	<p>・提案システムの契約期間満了後の利用延長に対する考え方、延長に際し必要となる概算費用等</p>
11) 追加提案	<p>・ハード面又はソフト面において、事務効率の向上や経費の削減につながる追加提案がある場合、その内容等</p>

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部（複写可） 合計 9 部

(3) 提出期限

令和 6 年 9 月 1 1 日（水曜日）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出方法

担当課へ直接持参又は書留（一般書留又は簡易書留）による郵送とする。

郵送による場合は、事前に担当課へ電話連絡の上、封筒の表面に「山陽小野田市病院事業公営企業会計システムサービス提供業務・プロポーザル提案書類在中」と朱書きすること。

(5) 提出先

〒 7 5 6 - 0 0 9 4 山陽小野田市大字東高泊 1 8 6 3 番地 1

山陽小野田市病院局事務部総務課

T E L : 0836-83-2355

e-mail : med-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp

9 企画提案書等の審査（プレゼンテーション）

(1) 日時 令和 6 年 9 月 2 0 日（金曜日） 時間については、別途決定する。

(2) 場所 山陽小野田市民病院

(3) 業者からの出席人数 3 人以内

(4) 内容 提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション（デモンストラーションを含む形式による。）

(5) 時間配分 準備 1 0 分、説明 3 0 分、質疑応答 1 5 分及び片付け 5 分を目安とする。

(6) その他 プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加業者において用意すること。

※電源、スクリーン及びプロジェクターは当院で準備する。

10 審査項目

「別紙1 プロポーザル審査項目」のとおり

11 企画提案書等の審査方法等

当院の設置した山陽小野田市病院事業公営企業会計システムサービス提供事業者選定委員会が、2(4)①②のそれぞれの提案上限額の範囲内の提案価格を提示した者の企画提案書を参考にして、プレゼンテーションを受けた後、審査基準に基づき審査を行い、総得点が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、参加業者が1社の場合でも審査を行い、受託候補者として選定する。

12 選定結果の通知

選定の結果は、全ての提案者に書面で通知するとともに、病院局ホームページにおいて公表するものとする。

なお、公表は総得点のみとし、選定された受託候補者以外は特定できないよう配慮する。

13 契約

病院と受託候補者は、業務内容の詳細な協議を行い、内部手続の後、正式なサービスの提供事業者として決定したときは、契約を締結する。この場合において、当該契約の額は、提案価格と同額とするとは限らない。

14 その他

- (1) 提出書類を提出した後に辞退する際には、「様式8 辞退書」を提出すること。
- (2) 提案に係る一切の経費は、プロポーザルに参加しようとする者の負担とする。
- (3) プロポーザルの実施に関する情報(参加業者から提出された資料を含む。)は、山陽小野田市情報公開条例(平成17年3月22日条例第8号)に基づき公開されることがある。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 提出された書類等は、返却しない。
- (6) 次のいずれかに該当する場合、失格とする。
 - ① 定められた提出期限、提出方法、提出先に適合しない場合
 - ② 虚偽の内容が記載されている場合

- ③ 提案価格が提案上限額を超えた場合
- ④ 企画提案書等の審査（プレゼンテーション）に遅刻・欠席した場合
（ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。）
- ⑤ その他、選定委員会において不相当と認められた場合

15 問い合わせ先

2の(7)の担当課